

介護サービス事業者 自主点検表

令和6年6月版

訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護

事業所番号	
施設の名称	
事業所（施設）所在地	〒
電話番号	
法人の名称	
法人代表者（理事長）名	
管理者（施設長）名	
記入者職・氏名	
記入年月日	
運営指導日	

川口市 福祉部 福祉監査課

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準等が守られているか常に確認する必要があります。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は「事例なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）
- (5) この自主点検表は訪問入浴介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防訪問入浴介護についても指定訪問入浴介護の運営基準等に準じて（訪問入浴介護を介護予防訪問入浴介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、**網掛けされている部分**については指定介護予防訪問入浴介護事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防訪問入浴介護事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください（指定介護予防訪問入浴介護の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（４）に従って記入してください。）。

3 根拠法令

「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
「条例」	川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年川口市条例第79号)
「予防条例」	川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成29年川口市条例第84号)
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
「市虐待防止条例」	川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例（平成25年川口市条例第34号）
「平11厚令37」	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
「平11老企25」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
「平12厚告19」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
「平12老企36」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平27厚労告95」	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
「平27厚労告96」	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
「平24厚労告120」	厚生労働大臣が定める地域（平成24年3月13日厚生労働省告示第120号）
「平18厚労令35」	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
「平18厚労告127」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
「平18-0317001号」	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
「介護サービス事業者のための危機管理マニュアル作成指針」 （平成30年4月川口市福祉部介護保険課）	

介護サービス事業者 自主点検表

目 次

第1	一般原則	・・・・・・・・	1
第2	基本方針	・・・・・・・・	1
第3	人員に関する基準	・・・・・・・・	1
第4	設備に関する基準	・・・・・・・・	3
第5	運営に関する基準	・・・・・・・・	4
第6	変更の届出	・・・・・・・・	2 4
第7	介護給付費の算定及び取扱い	・・・・・・・・	2 4
第8	その他	・・・・・・・・	3 8

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
第1 一般原則		
	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第3条第1項、平11厚令37第3条第1項
	(2) 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第3条第2項、平11厚令37第3条第2項
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第3条第3項、令和3年1月25日厚生労働省令第9号附則第2条
	(4) サービスを提供するに当たって、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第3条第4項
	※ 介護保険等関連情報とは、次に掲げる事項に関する情報のことです。 ① 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項 ② 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項 ③ 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項 ④ 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項	
	(5) サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第3条第5項
第2 基本方針		
1 訪問入浴介護の基本方針	指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第47条、平11厚令37第44条
2 介護予防訪問入浴介護の基本方針	指定介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない 予防条例第4条、平成18厚労令35第46条
第3 人員に関する基準		
	※ 「常勤」（用語の定義） 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護	平11老企25第二の2の(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1の事業者によって行われる訪問入浴介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問入浴介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が「産前産後休業」、「育児休業」、「介護休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことができます。 ※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義） 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ※ 「常勤換算方法」（用語の定義） 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問入浴介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなります。 ただし、「母性健康管理措置」又は「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。	平11老企25 第二の2の (4) 平11労企25 第二の2の (1)
1 従業者	(1) 事業所ごとに看護職員(看護師又は准看護師)を1以上配置していますか。 (2) 介護職員を2以上配置していますか。	☐いる ☐いない ☐いる ☐いない 条例第48条 第1項1、2号 平11老企25 第三の2の 1(1)、平11 厚令37第45 条第1、2項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	(3) 看護職員、介護職員（以下第4まで訪問入浴介護従業者という）のうち1人以上は常勤を配置していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第48条第2項 平11厚令37第45条第2項
2 介護予防訪問入浴介護事業の人員基準	指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業における看護職等の基準（上記1）を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例第5条第3項 平18厚労令35第47条第3項
3 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所で訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合 イ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定訪問入浴介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問入浴介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。）	☐ いる ☐ いない	条例第49条 平11厚令37第46条 準用（平11老企25第三の一の1(3)）
第4 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。 ※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。 ※ 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要があります。 (2) サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品が備えられていますか。 ※ 指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要があります。	☐ いる ☐ いない	条例第50条 平11厚令37第47条 平11老企25第三の二の2(1) 平11老企25第三の二の2(2) 平11老企25第三の二の2(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	特に、手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。	
2 介護予防訪問入浴介護事業の設備基準	指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業における設備及び備品等の基準（上記1の①及び②）を満たすことをもって、指定介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。	予防条例第7条第2項 平18厚労令35第47条第2項
第5 運営に関する基準		
1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について	指定居宅サービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。 ※ この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいとされています。	☐ いる ☐ いない 平11老企25第三の一の3(1)
2 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスを選択に資すると認められる必要な重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 訪問入浴介護従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ※ 同意は、利用者及び訪問入浴介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 ※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。 また、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記載した文書に記載する場合、条例で置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能です。	☐ いる ☐ いない 条例第58条準用(第8条) 平11厚令37第54条準用(第8条) 準用(平11老企25第三の一の3(2)) 準用(平11老企25第三の一の3(2)) 平11老企25第三の一の3(19)①
3 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。	☐ いない ☐ いる 平11厚令37第54条準用(第9条) 準用(平11老企25第三の一の3(3))

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	
4 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第 58 条 準用（第 10 条）、平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 10 条）、準用（平 11 老企 25 第三の一の 3(4)）
5 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第 58 条 準用（第 11 条） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 11 条）
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない 準用（平 11 老企 25 第三の一の 3(5)）
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第 58 条 準用（第 12 条） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 12 条） 準用（平 11 老企 25 第三の一の 3(6)）
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない
7 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第 58 条 準用（第 13 条） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 13 条）
8 居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない 条例第 58 条 準用（第 14 条） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 14 条）
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者等に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない 条例第 58 条 準用（第 15 条） 平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 15 条） 準用（平 11 老企 25 第三の一の 3(7)）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
10 介護予防サービス費の支給を受けるための援助	利用申込者が介護保険法施行規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明していますか。 また、介護予防支援事業者に関する情報を提供すること等その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない
11 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	☐ いる ☐ いない
12 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要性がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	☐ いる ☐ いない
13 身分を証する書類の携行	訪問入浴介護従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 当該証書には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	☐ いる ☐ いない
14 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ※ 記載すべき事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 指定訪問入浴介護の提供日 ② サービスの内容 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項	☐ いる ☐ いない

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。	☐いる ☐いない 条例第 57 条 第 2 項第 1 号 準用(平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (10)②)
15 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ※ 法定代理受領サービスとして提供される指定訪問入浴介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の 1 割、2 割又は 3 割（法の規定により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。	☐いる ☐いない 条例第 51 条 第 1 項 平 11 厚令 37 第 48 条第 1 項 準用(平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (11) ①)
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでないサービスを提供した際に、その利用者から受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問入浴介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。 ※ 介護保険給付の対象となる指定訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が指定訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が指定訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。	☐いる ☐いない 条例第 51 条 第 2 項 平 11 厚令 37 第 48 条第 2 項 準用(平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (11)②)
	(3) 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ① 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合は、それに要する交通費 ② 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	☐いる ☐いない 条例第 51 条 第 3 項 平 11 厚令 37 第 48 条第 3 項 準用(平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (11) ③)
	(4) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐いる ☐いない 条例第 51 条 第 4 項 平 11 厚令 37 第 48 条第 4 項 準用(平 11 老 企 25 第三の一 の 3(11)④)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 (6) 上記(5)の領収証に、サービスについて利用者から支払いを受けた費用の額のうち、法41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問入浴に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問入浴に要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ※ 医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスをあわせて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 ※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対応に係る医療費控除の取扱い、次のとおりです。 医療系サービスと併せて利用しない訪問入浴介護において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（介護保険対象分）の10%が医療費控除の対象となります。この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額の10%）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。	□いる □いない 法第41条第8項 □いる □いない 施行規則第65条 「介護保険制度下での居宅サービスの対応に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡
16 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	□いる □いない 条例第58条準用（第21条） 平11厚令37第54条準用（第21条） 準用（平11老企25第三の一の3(12)）
17 指定訪問入浴介護の基本取扱方針	(1) 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて適切にサービスを提供していますか。 (2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない □いる □いない 条例第52条 平11厚令37第49条
18 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針	(1) 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 (2) 自らがその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 (3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 (4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。	□いる □いない □いる □いない □いる □いない □いる □いない 予防条例第37条 平18厚労令35第56条

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
19 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。 ※ 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は利用者の希望により「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービスを提供してください。	☐いる ☐いない 条例第 53 条第 1 号 平 11 厚令 37 第 50 条第 1 号 平 11 老企 25 第三の二の 3(2)①
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。）について理解しやすいように説明を行っていますか。	☐いる ☐いない 条例第 53 条第 2 号、平 11 厚令 37 第 50 条第 2 号 平 11 老企 25 第三の二の 3(2)②
	(3) 訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 ※ 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。	☐いる ☐いない ☐該当無 条例第 53 条第 3 号 平 11 老企 25 第三の二の 3(2)③
	(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、「38 記録の整備」の規定に基づき、当該記録は 5 年間保存しなければなりません。	☐いる ☐いない 条例第 53 条第 4 号 平 11 老企 25 第三の二の 3(2)③
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 ※ 常に新しい技術を習得する等の研鑽を行ってください。	☐いる ☐いない 条例第 53 条第 5 号、平 11 厚令 37 第 50 条第 3 号
	(6) サービスの提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 2 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービスの提供の責任者としていますか。 ※ ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。 ※ 「サービス提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮してください。 ※ 「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認してください。	☐いる ☐いない 条例第 53 条第 6 号 平 11 厚令 37 第 50 条第 4 号 平 11 老企 25 第三の二の 3(2)③

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(7) サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して、安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備・器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。 ※ 「サービスの提供に用いる設備・器具その他の用品」の安全衛生については、次の点に留意してください。 ① 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。 ② 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。 ③ 消毒方法等についてはマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。	□いる □いない 条例第 53 条 第 7 号 平 11 厚令 37 第 50 条第 5 号 平 11 老企 25 第三の二の 3(2)④
20 指定介護 予防訪問入 浴介護の具 体的取扱方 針	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	□いる □いない 予防条例第 38 条第 1 項 1 号 平 18 厚労令 35 第 57 条第 1 項 1 号
	(2) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	□いる □いない 予防条例第 38 条第 1 項 2 号 平 18 厚労令 35 第 57 条第 1 項 号
	(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	□いない □いる 予防条例第 38 条第 1 項 3 号
	(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	□いる □いない 予防条例第 38 条第 1 項 4 号
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っていますか。	□いる □いない 予防条例第 38 条第 1 項 5 号、平 18 厚労 令 35 第 57 条 第 1 項 5 号
	(6) サービスの提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 1 人をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービス提供の責任者としていますか。	□いる □いない 予防条例第 38 条第 1 項 6 号
	※ ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。	平 18 厚労令 35 第 57 条第 1 項 4 号
	(7) サービスの提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。	□いる □いない 予防条例第 38 条第 1 項 7 号 平 18 厚労令 35 第 57 条第 1 項 5 号
21 介護職員 等による喀 痰吸引等につ いて	1 認定特定行為業務従事者について	
	(1) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。 (2) 認定特定行為従事者は何人いますか。 _____人	□いる □いない 社会福祉士及 び介護福祉士 法第 48 条の 2、 3 同法施行規則 第 26 条の 2、3

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠	
(該当事業所のみ記入してください。)	2 登録特定行為事業者について (1) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 ※ 業務開始年月日 年 月 日	☐ いる ☐ いない	平成 23 年 11 月 11 日社援発第 1111 号厚生労働省社会・援護局長通知
	(2) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 ※ 登録している行為（該当するものに○） (たん吸引) 口腔内 ・ 鼻腔内 ・ 気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう ・ 経鼻経管栄養	☐ いる ☐ いない	
	3 たん吸引等の業務の実施状況について (1) 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(2) 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(3) 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(4) 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
22 利用者に関する市町村への通知	(5) たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(6) たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	☐ いる ☐ いない	
	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村にその旨を通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	☐ いる ☐ いない	条例第 58 条準用（第 26 条） 平 11 厚令 37 第 54 条準用（第 26 条） 準用（平 11 老企 25 第三の一の 3(15)）
	23 緊急時等の対応 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※ 協力医療機関については、次の点に留意してください。 ① 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと	☐ いる ☐ いない	条例第 54 条 平 11 厚令 37 第 51 条 平 11 老企 25 第三の二の 3(3)
	24 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 55 条 平 11 厚令 37 第 52 条
	(2) 管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一	☐ いる ☐ いない	平 11 老企 25 第三の二の 3(4)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	元的に行うとともに、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	
25 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項 ※ ②の「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能です（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。）。 ※ ④の「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問入浴介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う際の交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 ※ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ ⑥の「サービス利用に当たっての留意事項」とは、利用者が当該サービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指します。 ※ ⑧の「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を定めてください。	☐いる ☐いない 条例第 56 条 平 11 厚令 37 第 53 条 準用(平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (19)①) 準用(平 11 老 企 25 第三の 一 の 3(19) ③) 平 11 老企 25 第三の二の 3(5) 準用(平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (19)⑤)
26 勤務体制 の確保等	(1) 利用者に対し適切な訪問入浴を提供できるよう、事業所ごとに介護従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしてください。 (2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある介護従業者を指します。	☐いる ☐いない 条例第 56 条 の 2 平 11 老企 25 第三の二の 3(6)① ☐いる ☐いない 平 11 老企 25 第三の二の 3(6)②

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(3) 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 (4) また、この場合において、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 ※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 ※ 認知症介護に係る基礎的な研修は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者として、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 ※【参考】令和6年度報酬改定Q&A（Vol.1）問159 当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられているものです。 したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたりません。 なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けています。	□いる □いない □いる □いない 平11老企25 第三の二の 3(6)③
	(4) 適切な訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ① 事業主が講ずべき措置の具体的内容 ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 イ 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ② 事業主が講じることが望ましい取組について	□いる □いない 準用(平11老企25第三の一の3(21)④)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） ※ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、①の措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。	
27 業務継続計画の策定等	(1) 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定訪問入浴の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにしてください。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 ① 感染症に係る業務継続計画 ア 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） イ 初動対応 ウ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ② 災害に係る業務継続計画 ア 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） イ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ウ 他施設及び地域との連携	☐いる ☐いない 条例第 58 条 準用(第 31 条の 2 第 1 項) 平 11 厚令 37 第 54 条準用(第 30 条の 2) 準用(平 11 老企 25 第三の二の 3(7)①) 平 11 老企 25 第三の二の 3(7)②

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものです。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	□いる □いない 条例第 58 条 準用(第 31 条 の 2 第 2 項) 平 11 老企 25 第三の二の 3(7)③ 平 11 老企 25 第三の二の 3(7)④
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	□いる □いない 条例第 58 条 準用(第 31 条の 2 第 3 項) 平 11 厚令 37 第 54 条 準用(第 31 条)
28 衛生管理等	(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 (2) 事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 (3) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じていますか。 ※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 (4) 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）」をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していますか。 ※ 感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 ※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう）を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	□いる □いない 条例第 58 条準用(第 32 条) □いる □いない 準用(平 11 老企 25 第三の一の 3(23)①) □いる □いない 条例第 58 条準用(第 32 条第 3 項(1))、平 11 老企 25 第三の一の 3(23)②イ 条例第 58 条準用(第 32 条第 4 項) 平 11 老企 25 第三の二の 3(8)②イ

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 (5) 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備していますか。 ※ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 (6) 従業者に対し、「感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」を定期的実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 ※ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	条例第 58 条 準用(第 32 条 第 3 項(2)) 条例第 58 条 準用(第 32 条 第 3 項(3)) 平 11 老企 25 第三の二の 3(8)②ハ
29 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示してください。 また原則として、重要事項を当該指定訪問入浴介護事業者のウェブサイトに掲載することを規定していますが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。	☐ いる ☐ いない	条例第 58 条 準用(第 33 条 第 1 項) 平 11 厚令 37 第 54 条準用 (第 32 条) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 2 の 3(8)②)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
(※令和7年4月1日開始)	なお、指定訪問入浴介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、その際に以下に掲げる点に留意してください。 ① 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべきサービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ② 従業員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。	条例第58条 準用(第33条第2項) 準用(平11老企25第三の1の3(24)②)
	(2) 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代替していますか。	☐いる ☐いない
	(3) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	☐いる ☐いない
	※ なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、(1)の規定による掲示は行う必要がありますが、これを(2)や「39 電磁的記録等」の規定に基づく措置に代えることができます。	
30 秘密保持等	(1) 従業員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように対策を講じていますか。	☐いる ☐いない
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	条例第58条 準用(第34条) 平11厚令37第54条準用(第33条)
	(2) 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。	☐いる ☐いない
	※ 具体的には、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約時などに取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。	準用(平11老企25第三の1の3(25)①) 準用(平11老企25第三の1の3(25)②)
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	☐いる ☐いない
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものとします。	準用(平11老企25第三の1の3(25)③)
	(4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	☐いる ☐いない
	※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと ② 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ③ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業員及び委託先を監督すること ④ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと	個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14 厚労省)

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	⑤ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より 本ガイダンスでは、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要があります。		
31 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第 58 条 準用（第 35 条） 平 11 厚令 37 第 54 条準用 （第 34 条、35 条）
32 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第 58 条 準用（第 37 条） 平 11 厚令 37 第 54 条準用 （第 36 条） 準用（平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (28)①）
33 苦情処理	(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。 ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等。 ※ なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「29 掲示」に準ずるものとします。	☐ いる ☐ いない	条例第 58 条 準用（第 37 条） 平 11 厚令 37 第 54 条準用 （第 36 条） 準用（平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (28)①）
	(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければなりません。	☐ いる ☐ いない	準用（平 11 老 企 25 第三の 一 の 3 (28)②）
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、上記 (3) の改善の内容を市町村に報告していますか。	☐ いる ☐ いない	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(5) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	☐いる ☐いない ☐いる ☐いない
34 地域との連携等	(1) 利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 (2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問入浴を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問入浴の提供を行うよう努めていますか。 ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が居住する要介護者に指定訪問入浴介護を提供する場合、居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければなりません。	☐いる ☐いない 条例第 58 条 準用(第 38 条 第 1 項) 平 11 厚令 37 第 58 条準用 (第 36 条の 2) 準用(平 11 老 企 25 第三の一の 3(29)①) ☐いる ☐いない 条例第 58 条 準用(第 38 条 第 2 項) 準用(平 11 老 企 25 第三の 一の 3 (29)②)
35 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定訪問入浴の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 (2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5 年間保存しなければなりません。 (3) 利用者に対する指定訪問入浴の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	☐いる ☐いない 条例第 58 条 準用(第 39 条) 平 11 厚令 37 第 54 条準用 (第 37 条) 準用(平 11 老 企 25 第三の 一の 3(30)①) 介護サービス 事業者のための 危機管理マ ニュアル作成 方針(H30.4 市 介護保険課) ☐いる ☐いない 条例第 57 条 第 2 項第 4 号 ☐いる ☐いない 準用(平 11 老 企 25 第三の 一の 3 (30)②) ☐いる ☐いない 準用(平 11 老 企 25 第三の 一の 3 (30)③)
36 虐待の防止	(1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、①から④までの措置をとっていますか。 ① 「虐待防止検討委員会」を設置・運営していますか。	☐いる ☐いない 条例第 58 条 準用(条例第 39 条の 2 第 1 項 (1)) 平 11 厚令 37 第 54 条準用(第 37 条の 2) ☐いる ☐いない

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	※ 委員会は管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催を必要とします。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。 ※ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限りません。個別の状況に応じて慎重に対応してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営したり他のサービス事業者との連携等により合同で行ったりすることもできます。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討し、そこで得た結果は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	
	② 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための「虐待の防止のための指針」を策定していますか。 ※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	☐ いる ☐ いない
	③ 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発とともに虐待の防止の徹底を行うため「虐待の防止のための従業者に対する研修」を行っていますか。	☐ いる ☐ いない

条例第 58 条
準用(条例第
39 条の 2 第 1
項(2))
平 11 老企 25
第三の一の
3(31)

条例第 58 条
準用(条例第
39 条の 2 第 1
項(3))

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施してください。また、研修の実施内容については記録が必要となります。研修の実施は、事業所内での研修で構いません。 ④ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いていますか。 ※ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましいとされます。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	平 11 老企 25 第三の一の 3(31) 条例第 58 条 準用(条例第 39 条の 2 第 1 項(4)) 平 11 老企 25 第三の一の 3(31)
	(2) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 ※（高齢者虐待に該当する行為） ① 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	□いる □いない 高齢者虐待防止法第 5 条 高齢者虐待防止法第 2 条
	(3) 高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	□いる □いない 市虐待防止条例第 6 条 高齢者虐待防止法第 20 条
	(4) 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市に通報していますか。	□いる □いない
37 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 10 日 老計第 8 号） ② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成 13 年 3 月 28 日 老振発第 18 号） ③ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 29 日 老高発第 0329 第 1 号）	□いる □いない 条例第 58 条 準用（第 40 条） 平 11 厚令 37 第 54 条準用（第 38 条） 準用(平 11 老企 25 第三の一の 3(32))

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
38 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ① 条例第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ② 条例第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 条例第26条に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 条例第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	条例第57条 平11厚令37 第53条の3 準用(平11老 企25第三の 一の3(33))
39 電磁的記録等	(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、次に掲げる書面に係る電磁的記録により行っていますか。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によります。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法により行います。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、被保険者証に関するもの及び下記2に規定するもの以外において電磁的記録により行うことができるとされているものは、上記①及び②に準じた方法により行います。 ④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 (2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、次に掲げる電磁的方法により行っていますか。 ① 電磁的方法による交付は、次の規定に準じた方法により行います。 ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの (一) 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	☐ いる ☐ いない ☐ 該当無 ☐ いる ☐ いない ☐ 該当無	条例第259条 条例第259条 平11厚令37 第217第2項 平11老企25 第5の2

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(二) 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項規定の重要事項を、電気通信回線を通じ利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ※ 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければなりません。 ※ 「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 ウ 事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 (一) ①ア及びイの方法のうち事業者が使用するもの (二) ファイルへの記録の方式 エ 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。（なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。） ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。（なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。） ④ その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法により行います。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
第6 変更の届出等		
1 変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 ※ 「その他厚生労働省令で定める事項」とは次に掲げる事項です。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該訪問入浴介護事業に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧ 居宅介護サービス費の請求に関する事項 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出てください。	☐いる ☐いない 法第75条第1項 施行規則第131条（規則第115条参照） 法第75条第2項
第7 介護給付費の算定及び取扱い		
1 訪問入浴介護費の算定	看護職員1人及び介護職員2人が指定訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 ※ 人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば訪問する3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えありません。	☐いる ☐いない 平12厚告19別表2のイ注1 平12老企36第2の3(1)
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定介護予防サービス等基準第53条の10の2に規定する基準に適合すること。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「5-36 虐待の防止」に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 具体的には①高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない②高齢者虐待防止のための指針を整備していない③高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない④高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。	☐いる ☐いない ☐該当無 平12厚告19別表2のイ注2 平12老企36第2の3(2)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
3 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 指定介護予防サービス等基準第 53 条の 2 の 2 第 1 項に規定する基準に適合していること。 ※ 業務継続計画未策定減算については「5-27 業務継続計画の策定等」に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。 なお、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。	☐いる ☐いない ☐該当無 平 12 厚告 19 別表 2 のイ注 3 平 12 老企 36 第 2 の 3(3)
4 介護予防訪問入浴介護費の算定	看護職員 1 人及び介護職員 1 人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。 ※ 人員の算定上、看護職員を介護職員として数えることができます。例えば、派遣する職員 2 人が看護職員であっても差し支えありません。	☐いる ☐いない 平 18 厚労告 127 別表 1 のイ注 1、平 18-0317001 別紙 1 第 2 の 2(1)
5 介護職員 3 人で訪問入浴介護を行った場合	入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員 3 人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定していますか。 ※ この場合に、サービスの提供に当たる 3 人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定します。	☐いる ☐いない ☐該当無 平 12 厚告 19 別表 2 のイ注 4 平 12 老企 36 第 2 の 3(4)
6 介護職員 2 人で介護予防訪問入浴介護を行った場合	入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員 2 人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定していますか。 ※ この場合に、サービスの提供に当たる 2 人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定します。	☐いる ☐いない ☐該当無 平 18 厚労告 127 別表 1 のイ注 2 平 18-0317001 別紙 1 第 2 の 2 (2)
7 清拭・部分浴	訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定していますか。	☐いる ☐いない ☐該当無 平 12 厚告 19 別表 2 のイ注 5 平 18 厚労告 127 別表 1 のイ注 3
8 事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い	指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上住居する建物に住居する利用者を除く。）又は指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に住居する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定訪問入浴介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に住居する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定していますか。	☐いる ☐いない ☐該当無 平 12 厚告 19 別表 2 のイ注 6

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(1) 「同一敷地内建物等」とは、当該指定訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。 (2) 同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義 ① 「当該指定訪問入浴介護事業所における利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建物を指すものであり、当該建築物に当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 ② この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1 月間の利用者の数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。 (3) 当該減算は、指定訪問入浴介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 （同一敷地内建物等に該当しないものの例） ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 (4) (1) 及び (2) のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定訪問入浴介護事業所の事業者と異なる場合であっても該当します。 (5) 同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物の定義 ① 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定訪問入浴介護事業所の利用者が 50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されます。 ② この場合の利用者数は、1 月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1 月間の利用者の数の平均は、当該月における 1 日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。	平 12 老企 36 準用（第 2 の 2(16)①） 平 12 老企 36 準用（第 2 の 2(16)②） 平 12 老企 36 準用（第 2 の 2(16)③） 平 12 老企 36 準用（第 2 の 2(16)④） 平 12 老企 36 準用（第 2 の 2(16)⑤）
9 訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問入浴介護費を算定していませんか。	☐いる ☐いない ☐該当無 平 12 厚告 19 別表 2 のイ注 8
10 介護予防訪問入浴介護のサービス種類相互の算定関係	利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問入浴介護費を算定していませんか。	☐いる ☐いない ☐該当無 平 18 厚労告 127 別表 1 のイ注 8

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
11 初回加算	指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。 ※ 初回の指定訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定が可能です。 ※ 当該加算は、初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定してください。	☐いる ☐いない 平 12 厚告 19 別表 2 のロ 平 18 厚労告 127 別表 1 のロ 平 12 老企 36 第 2 の 3(9)① 平 12 老企 36 第 2 の 3(9)②
12 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上ですか。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。 ③ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。 (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① (1)②及び③の基準のいずれにも適合していますか。 ② 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上となっていますか。 ③ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。 ④ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。 ※ 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指し、また、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動	☐いる ☐いない ☐該当無 ☐ ☐ 平 12 厚告 19 別表 2 のハ 平 18 厚労告 127 別表 1 のハ 平 27 厚労告 95 第 3 の 4 号 ☐いる ☐いない ☐いる ☐いない ☐いる ☐いない ☐いる ☐いない ☐いる ☐いない

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとします。 なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられます。 ※ 日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定してください。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 ※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 ※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。 また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 ※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践者等養成事業の実施について、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。		平12老企36第2の3(10)① 平12老企36第2の3(10)② 平12老企36第2の3(10)③ 平12老企36第2の3(10)④ 平12老企36第2の3(10)⑤
13 看取り連携体制加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき所定単位数を加算していますか。 ※ 看取り連携体制加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、利用者等告示第3号の4に定める基準に適合する利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日を上限として、指定訪問入浴介護事業所において行った看取り期における取組を評価するものです。 また、死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該訪問入浴介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。（したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、当該加算を算定することはできません。）	☐ いる ☐ いない ☐ 該当無	平12厚告19別表2のニ 平12老企36第2の3(11)①

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	① 病院診療所又は指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されるよう、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準第 44 条に規定する指定訪問入浴介護をいう。）を行う日時を当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションと調整していますか。 ※ 「利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制」とは、指定訪問入浴介護事業所が病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下、「訪問看護ステーション等」という。）と連携し、緊急時の注意事項や利用者の病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの連絡方法や必要に応じて訪問看護等が提供されるよう、サービス提供の日時等に関する取り決めを事前に定めた上で、利用者の状態等に応じて、指定訪問入浴介護事業所から訪問看護ステーション等へ連絡ができる体制を整えることとします。	□いる □いない 平 27 厚労告 96 第 2 の 2 号 平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ②
	② 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていますか。 ※ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととします。 ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え イ 訪問看護ステーション等との連携体制（緊急時の対応を含む。） ウ 利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 エ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 オ その他職員の具体的対応等 ※ 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返ること等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行ってください。 ※ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。 ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 ※ 利用者の看取りに関する理解を支援するため、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。 ※ 指定訪問入浴介護事業所から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、訪問入浴介護の利用を終了した翌月についても自己負担を請求されることとなります。このため、利用者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなっ	□いる □いない 平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ③ 平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ④ 平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ⑤ 平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ⑥ 平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ⑦

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	た場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要になります。 ※ 指定訪問入浴介護事業所は、入院の後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要です。情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要になります。 ※ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。 また、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載しておくことが必要となります。 なお、家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡を取ることで、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要となります。 ③ 看取りに関する職員研修を行っていますか。 □いる □いない ※ 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。	平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ⑧ 平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ⑨ 平 12 老企 36 第 2 の 3(11) ⑩
14 サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 【厚生労働大臣定める基準】 (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 当該事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部研修を含む。）を実施又は実施を予定していますか。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していますか。 ③ 当該事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施していますか。 □いる □いない □該当無 □ □ □ □いる □いない □いる □いない	平 12 厚告 19 別表 2 の二 平 18 厚労告 127 別表 1 の二 平 27 厚労告 95 第 5 号

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	④ 以下のいずれかに適合していますか。 (一) 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。 (二) 当該事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。	☐ いる ☐ いない ☐ ☐
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① (1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 ② 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 60 以上ですか。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① (1)①から③までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 ② 以下のいずれかに適合していますか。 (一) 当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 (二) 当該事業所の従業者の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない ☐ ☐
	※ 訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに 訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。	平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ①
	※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。 なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。また、「定期的」とはおおむね 1 月に 1 回以上開催されている必要があります。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ②
	※ 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・利用者の ADL や意欲	平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ②

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他のサービス提供に当たって必要な事項 ※ 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとします。 ※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとします。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであることとします。 なお、介護福祉士又は実務者研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者としてします。 ※ 上記ただし書の場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制届を提出しなければなりません。 ※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。 ※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 ※ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。		平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ③ 平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ④ 平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ⑤ 平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ⑥ 平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ⑦ 平 12 老企 36 第 2 の 3(12) ⑧
15 介護職員 等処遇改善 加算ⅠⅡⅢ Ⅳ （介護予防 も同様）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 上記1から14までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 上記1から14までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数	☐いる ☐いない ☐該当無 ☐ ☐	平 12 厚告 19 別表 2 のホ 平 18 厚労告 127 別表 1 のホ

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 上記 1 から 14 までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数	☐	平 27 厚労告 95 第 6 号準用（第 4 号）
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 上記 1 から 14 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数	☐	
	【厚生労働大臣が定める基準】		
	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 当該指定訪問入浴介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の 2 分の 1 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 イ 当該指定訪問入浴介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ② 当該指定訪問入浴介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 ④ 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該指定訪問入浴介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	ウ 介護職員資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩ 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1) ①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1) ①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
16 介護職員等処遇改善加算Ⅴ （介護予防も同様）	令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しません。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数 ☐ (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数 ☐ (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 ☐ (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数 ☐ (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数 ☐ (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ☐ (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数 ☐ (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数 ☐ (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1から14までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ☐	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	(10) 介護職員等処遇改善加算(V) 1 から14までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V) 1 から14までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V) 1 から14までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V) 1 から14までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V) 1 から14までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】	□ □ □ □ □
	(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	平 27 厚労 告 95 第 6 号準用 (第 4 号)
	(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていない ② 「15 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算 I II III IV」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算(II)及	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	(10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	(11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
	(12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	(13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠
	① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで、⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
	(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 令和6年5月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 ② 「15 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①(ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	
第8 その他		
1 サービス利用前の健康診断書の提出	サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めています。また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。 ※ 健康診断書の提出を求めている場合、理由及び主な項目 [] [] [] [] ※ 平成13年3月28日 運営基準等に係るQ&A …訪問入浴介護…については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主	☐いない ☐いる

[illegible]

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根 拠
	④ 業務管理体制についての研修を実施している ⑤ 法令遵守規程を整備している ⑥ その他 []	
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	☐ いる ☐ いない